

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 重要事項説明書

[令和6年4月1日 現在]

1. 株式会社ミタカの概要

(1) 事業者の基本情報

事業所名称	株式会社ミタカ
所在地	〒855-0864 長崎県島原市秩父が浦町丁 3543-16 TEL : 0957-65-0385 FAX : 0957-65-0386
介護保険指定番号	4270300173
サービスを提供する地域	島原市、雲仙市、南島原市、諫早市
管理責任者	小田 聖仁

(2) 営業日時及び休日

月曜日～金曜日	午前8:30～午後5:30
休日	土曜日・日曜日・国民の祝日・夏季休暇(3日)・年末年始(4日)

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	福祉用具専門相談員	1名	0名	1名
専門相談員	福祉用具専門相談員	3名	0名	3名
事務職員	准看護師	1名	0名	1名

(4) 福祉用具を居宅へ搬入・搬出する時間帯

	早朝 7:00～8:30	通常時間帯 8:30～18:00	夜間 18:00～21:00
平日	△	○	△
土・日・祝日	△	△	△

※ 搬入・搬出には料金はかかりません。

※ お客様の希望の日付及び時間が指定できます。上記「△」の時間帯につきましては、お問い合わせください。

2. 取り扱い福祉用具の品目

- ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品 ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器
⑦手すり ⑧スロープ ⑨歩行器 ⑩歩行用補助杖 ⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト
⑬自動排泄処理装置

3. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービス（福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与）を利用する場合は、原則として法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合（1割・2割・3割）に応じた額の支払いを受けるものとします。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた福祉用具貸与料金は全額自己負担となります。

[福祉用具貸与料金]

(2) 契約書に記載する金額

(3) 貸与開始日及び終了日の計算方法は次の通りとします。

貸与開始日が開始月の15日以前の場合、月額貸与料金の全額
貸与開始日が開始月の16日以降の場合、月額貸与料金の1/2
貸与終了日が終了月の15日以前の場合、月額貸与料金の1/2
貸与終了日が終了月の16日以降の場合、月額貸与料金の全額
貸与期間が1ヶ月以内の場合、月額貸与料金の全額

(4) 交通費

搬入・搬出に掛かる交通費はいただきません。

但し、営業地域以外の場合は当事業所から1km当たり20円徴収いたします。

(5) 料金の支払い方法

料金の支払方法は、原則口座引き落としとなります。

(6) 料金の変更について

やむを得ない事情（社会情勢・物価の上昇・消費税率の変更等）により、レンタル契約書の有効期間中であっても、利用料金の変更ができるものとします。変更の際は、事前に文章での通知をさせて頂くことにより、承認されたものとします。通知は当社登録の住所へ、変更実施の1ヶ月前までに行います。この変更を了承出来ない場合は、契約を解除、レンタルを終了する事が出来ます。

4. 福祉用具貸与サービスの利用方法

(1) 福祉用具貸与サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。福祉用具貸与契約を結び、福祉用具を貸与いたします。（※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。）

(2) 福祉用具貸与契約の終了

① お客様のご都合で福祉用具貸与契約を終了する場合

② 当事業所の都合で福祉用具貸与契約を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、福祉用具貸与契約の提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に福祉用具貸与契約が終了します。

- ・ お客様が介護保険施設に入所された場合
- ・ 介護保険給付で福祉用具貸与サービスを受けておられたお客様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合（※この場合、条件を変更して再度契約することができます。）
- ・ お客様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なく福祉用具貸与サービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座に福祉用具貸与サービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 事故発生時の対応

利用者に対する指定福祉用具貸与サービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(4) 福祉用具の故障等の連絡について

福祉用具の故障等（ベッドのリモコンが作動しないなど）があった場合、事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

5. 緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合は、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

6. サービス内容に関する苦情

当事業所へのお客様相談・苦情窓口

◆株式会社ミタカ 島原営業所	(電話番号) 0957-65-0385 (FAX) 0957-65-0386 (担当者) 小田聖仁 (緊急連絡先) 080-8952-2122
◆島原地域広域市町村圏組合 介護保険課	(電話番号) 0957-61-9101
◆諫早市健康福祉部 高齢介護課	(電話番号) 0957-22-0431